

平成 30 年度 事業者説明会資料

平成 31 年 3 月 20 日 (水)

**富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課**

(1 / 3 冊)

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料(平成31年3月7日)からの抜粋

【企画課】

平成31年度障害保健福祉関係予算案について·····	1
障害福祉サービス等に係る給付費の審査事務の見直しについて····	3
第7次分権一括法整備政省令について·····	5

【障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

平成31年度障害福祉サービス等報酬改定等について·····	10
○平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定について	
○障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について	
○福祉・介護職員待遇改善加算取得における計画書等の提出時期について (関連資料1)	
平成31年度障害福祉サービス等報酬改定における主な内容·····	11
(関連資料2)	
2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要·····	25
就学前の障害児の発達支援の無償化について·····	49
障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について····	59

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成31年3月7日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushiki/kaigi_shiryou/index.html

平成31年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額 (30年度予算額) (31年度予算案)
1兆8,648億円 → 2兆22億円 (+1,374億円、+7.4%)

【主な施策】※()内は平成30年度予算額

① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆4,542億円 (1兆3,317億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

(消費税率引上げに伴う改定率)	0.44%
(障害福祉人材の待遇改善)	93.6億円 ※1兆4,542億円の内数
(障害児の児童発達支援の無償化)	6.9億円 ※1兆4,542億円の内数

② 地域生活支援事業等の拡充 495億円 (493億円) 【一部新規】

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ 障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費) 195億円 (72億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

(参考) 平成30年度2次補正予算案 50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

④ 医療的ケア児に対する支援

地域生活支援事業等のうち1.3億円(68百万円)及び75百万円(1.8億円)【一部新規】

医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

⑤ 教育と福祉の連携の推進 地域生活支援事業等の内数【新規】

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進等を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

⑥ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 3.8億円 (4.1億円) 【一部新規】

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施する。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療時間の短縮を図る等の取組を推進する。

⑦ 芸術文化活動の支援の推進 3.0億円 (2.8億円)

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月)を踏まえ、芸術文化活動を通した障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。

⑧ 視覚障害者等の読書環境の向上 3.8億円 (1.8億円) 及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】

マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

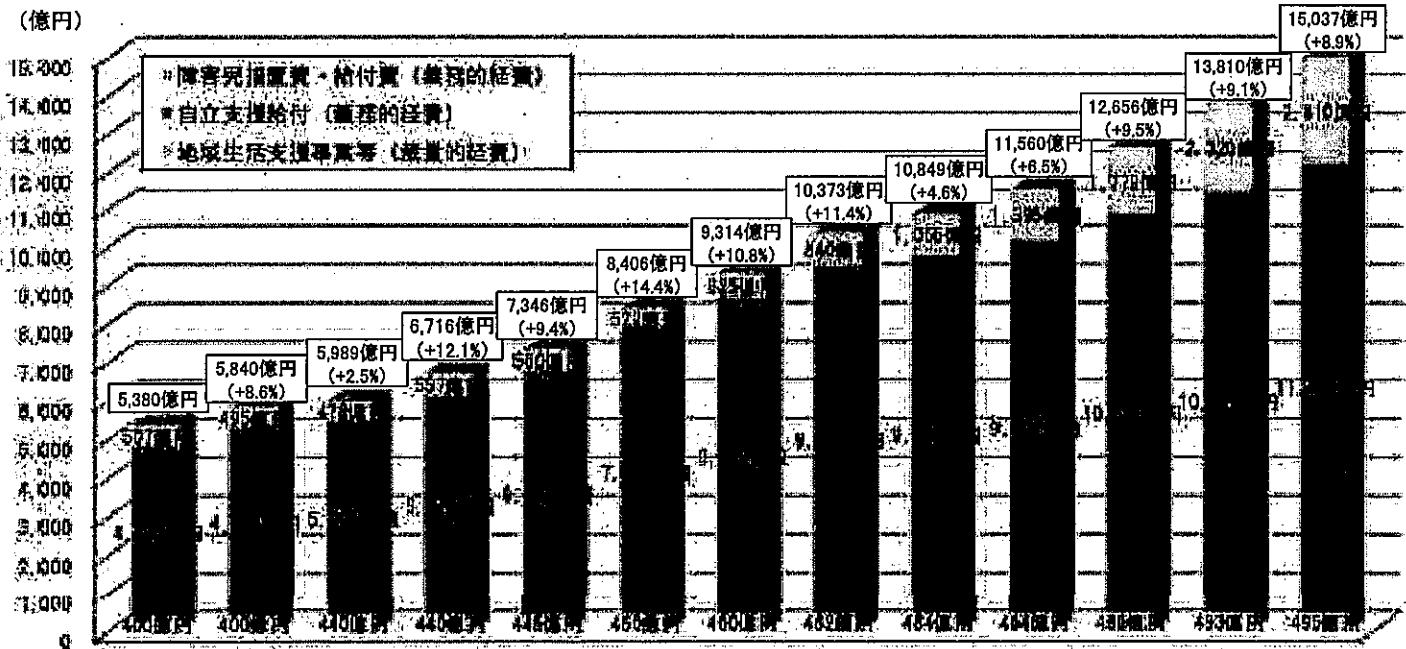
⑨ 障害者自立支援機器の開発の促進 1.2億円 (1.5億円) 【一部新規】

企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組む企業に対する支援を強化する。

- ⑩ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 15百万円【新規】
障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。
- ⑪ 就労支援事業所等で働く障害者への支援の推進 5.6億円（3.6億円）
就労継続支援事業所等の利用者の工賃や賃金を向上させるため、就労継続支援事業所等に対する経営改善支援や販路開拓等のための支援を促進する。
また、農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- ⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5.7億円（5.6億円）【一部新規】
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催等の普及啓発を実施する。
- ⑬ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.1億円（6.1億円）【一部新規】
依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供機能の強化を図る。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。更に自助グループ等の民間団体への支援を充実する。
- ⑭ 災害からの復旧・復興への支援 13億円及び被災者支援総合交付金（177億円）の内数（22億円）
東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧に対する支援等を実施するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。また、熊本地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は12年間で約2.8倍に増加している。



(注1)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)については、平成30年4月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。

(別添1)

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成30年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については、下記のURLに掲載される予定であるので、各自治体におかれでは、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年10月サービス提供分（平成30年11月審査分）より、「エラー（返戻）」とする対応（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）を行った（第一段階）。

平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を進める予定である（第二段階）。

また、国保連における一次審査をより効果的に実施するため、「サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」を行う等、審査内容の拡充等を行う。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム（※1）において、平成30年度制度改正・報酬改定に伴う点検項目を追加する等、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

また、電子請求受付システム（※2）において、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が行われる予定である。掲載時期等については追って

連絡することとする。

- ※1 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。
- ※2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを経由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

(4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするために、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。平成31年度には台帳情報と明らかに不整合があるもの等について「エラー（返戻）」への移行（第二段階）となること等も踏まえ、効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内の確実な台帳整備をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

7 第7次分権一括法整備政省令について

- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、第7次分権一括法が平成29年4月26日に公布され、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律について、事務の権限移譲に関する所要の改正がなされたところである。

【移譲される主な事務（都道府県知事から中核市の長に移譲）】

- ・児童福祉法

　指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務

- ・障害者総合支援法

　指定事業者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務

等

- これに伴い必要な政省令の改正については3月下旬の公布を予定している。（4月1日施行）

- 具体的な改正内容は次頁(参考資料1、2)のとおりであり、施行直前の公布となり多大な御迷惑をお掛けしているところであるが、条例制定に向けての作業や関係自治体への周知につき、改めて御理解・御協力をお願いしたい。

(※) 第7次分権一括法による改正児童福祉法及び改正障害者総合支援法の施行から1年間は、中核市が定める条例が施行されるまでの間は、都道府県が定める条例による基準を中核市が定める条例による基準とみなす経過措置を規定。

第7次分権一括法(厚労省関係部分)の改正概要

- 児童福祉法 指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が同一の中核市の区域内にあるものに限る)の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務を都道府県知事から中核市長に移譲する。
- 障害者総合支援法 指定事業者及び指定一般相談支援事業者(全ての事業所が同一の中核市の区域内にあるものに限る)の業務管理体制の届出の受理及びこれに付隨する事務を都道府県知事から指定都市の長に移譲する。

※ 改正法施行に伴い移譲となる事務は参考資料2のとおり
- 施行期日(厚労省関係部分)
平成31年4月1日

改正政令による経過措置

- 改正法の施行日前に行われた都道府県による以下の処分等の行為を、施行日以後は中核市によって行われた処分等の行為とみなす。
 - ・指定障害児通所支援事業者の指定、指定の変更申請の受理、指定の取消等の処分
- 施行日前に都道府県知事に対してされなかつた以下の事項に関する報告その他の手続を、施行日以後は中核市の長に対してされない報告その他の手続とみなす。
 - ・指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する事項
- 施行から起算して1年を超えない期間内において、改正政令により中核市が定める条例が施行されるまでの間は、都道府県が定める条例による基準を中核市が定める条例による基準とみなすこととする。
- 改正政令による改正後の指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定等は、施行日前においても行うことができるとする。

参考資料②

○ 中核市に移譲予定の権限の整理

(1) 児童福祉法関係 (○: 権限あり ×: 権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第 21 条の 5 の 3	第 1 項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 4	第 1 項	基準該当通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第 2 項	基準該当通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 15 及び 第 21 条の 5 の 16	第 1 項	指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	○	○	×→○	○
	第 3 項	指定障害児通所支援事業者の指定（更新）に係る欠格要件	○	○	×→○	○
	第 4 項	前項の欠格要件に係る条例の制定	○	○	×→○	○
	第 5 項	特定障害児通所支援の指定（更新）の拒否	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 17	第 1 項	共生型障害児通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第 2 項	共生型障害児通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第 5 項	指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービスの事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 19	第 1 項	指定障害児通所支援事業の基準（条例）の制定（人員関係）	○	○	×→○	○
	第 2 項	指定障害児通所支援事業の基準（条例）の制定（設備運営関係）	○	○	×→○	○
	第 3 項	前 2 項の条例制定における厚労省令の参酌等	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 20	第 2 項	前項の変更の拒否等	○	○	×→○	○
	第 3 項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理	○	○	×→○	○
	第 4 項	指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 23	第 1 項	指定障害児事業者等に対する措置の勧告	○	○	×→○	○
	第 2 項	前項の勧告拒否の際の公表	○	○	×→○	○
	第 3 項	第 1 項の勧告に係る措置命令	○	○	×→○	○
	第 4 項	前項の命令に関する公示	○	○	×→○	○
	第 5 項	市町村による指定障害児事業者等に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 24	第 1 項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消	○	○	×→○	○
	第 2 項	市町村による指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 25	一	指定障害児通所支援事業者に係る公示	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 27	第 2 項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○	○
	第 3 項	業務管理体制整備に係る第 1 項の権限行使の要求	○	○	×→○	○
	第 4 項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○	○
第 21 条の 5 の 28	第 5 項	指定障害児通所支援事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第 33 条の 18	第 1 項	情報公表対象支援情報の報告の受理	○	○	×	○

					児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	
第2項	前項の報告内容の公表	○	○	×	(指定障害 児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	○
第3項	第1項の報告内容に関する調査	○	○	×	(指定障害 児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	○
第4項	第1項の報告に虚偽等があった場合は正等命令	○	○	×	(指定障害 児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	○
第6項	第4項の命令に従わない場合における指定取消等	○	○	×	(指定障害 児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	○
第8項	情報公表対象支援情報の提供を希望する対象事業者から提供を受けた情報について公表を行う配慮	○	○	×	(指定障害 児相談支援 に係るもの のみ○) →○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	○
第34条の3	第1項 障害児通所支援事業等の開始	○	○	×→○		○
	第2項 国及び都道府県以外の者による障害児通所支援時行等の開始に係る届出の受理	○	○	×→○		○
	第3項 前項の届出内容に係る変更の届出の受理	○	○	×→○		○

	第4項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援事業等の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第34条の5	第1項	事業を行う者からの報告の徴収等	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援時行等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)
第34条の6	一	事業を行う者に対する事業の停止等命令	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援時行等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)

※ 児童福祉施設（特定児童福祉施設を除く。）に係る設置認可権限、基準条例制定権限及び監査指導権限は、今般の政令改正において都道府県から中核市に移譲されない。したがつて、児童発達支援センターに係るこれらの権限に関しても同様である。

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市
条	項				
第51条の3	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の4	第5項	指定事業者等の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○
第51条の32	第2項	前項の権限を行う者との連携等	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の33	第5項	指定相談事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○

1 平成 31 年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 平成 31 (2019) 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 31 (2019) 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げ対応及び「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 (2017) 年 12 月 8 日閣議決定)に基づく障害福祉人材の処遇改善等について、関係団体の意見等も踏まえ、昨年 8 月から検討を重ねてきたところ。

先月、2 月 15 日には、厚生労働省に設置している障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要を取りまとめた。【関連資料 1、2】

(2) 障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行は平成 31 (2019) 年 10 月となるが報酬告示（平成 18 年告示第 523 号他）等については、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3 月下旬から 4 月上旬に公布する予定である。

また、今回の改定内容に関する関係通知や Q & A についても、同じく 3 月下旬から 4 月上旬に発出する予定としており、各都道府県等におかれでは、あらかじめご了知いただくとともに、管内市町村や事業者等への情報提供をお願いする。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算取得における計画書等の提出時期について

福祉・介護職員処遇改善加算に係る処遇改善計画等の提出については、通常 4 月から加算の算定を開始する場合、2 月末日までに各都道府知事等へ提出する必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、4 月 15 日までに処遇改善計画を提出することとする。

平成31（2019）年度 障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

関連資料1

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定 改定率 +0.44%

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

5. 介護人材の処遇改善

(具体的な内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでにも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

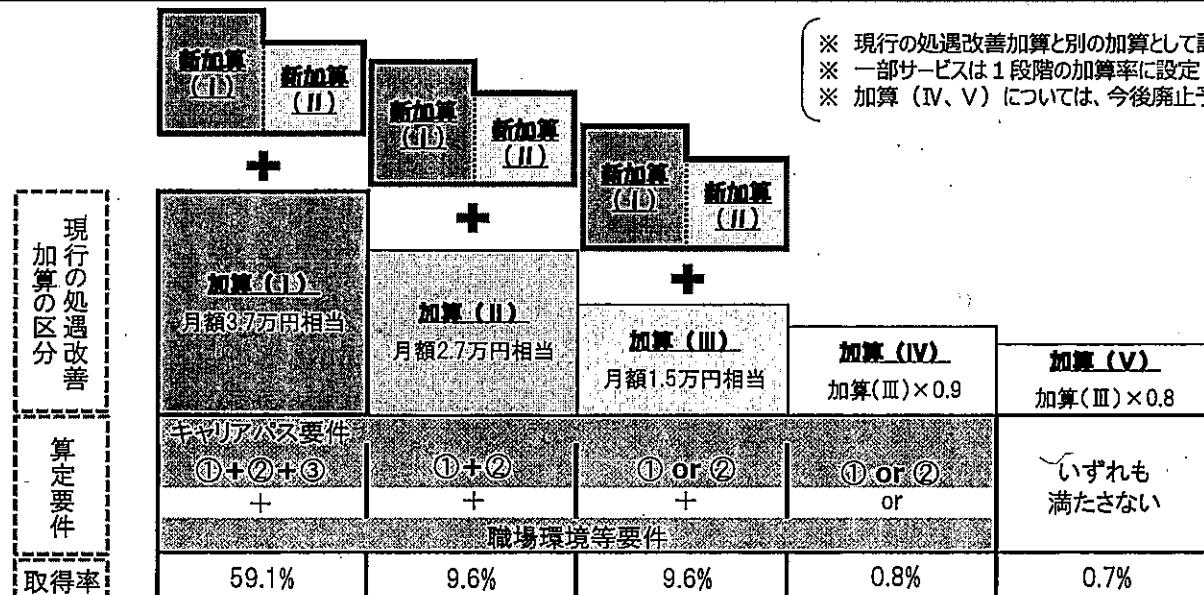
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・現行の福祉・介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを取得していること
- ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（II）の加算率がその×0.9となるよう設定
 - ※ 加算（I）と加算（II）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
 - ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



2

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

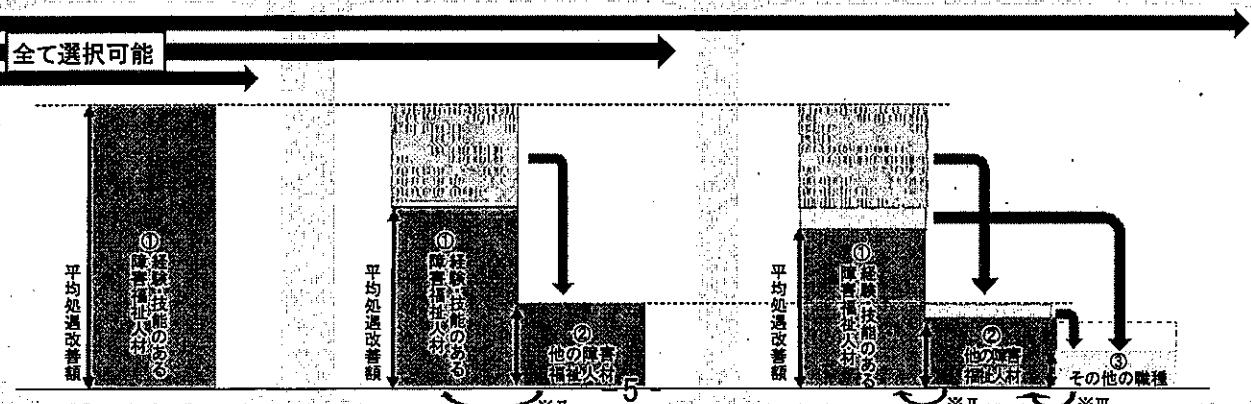
- ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。
→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現
- 平均的処遇改善額について、
①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。
※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取り扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※I ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。（算定根拠と同様）
- ※II 研修等で専門的な技能を身についた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※III 個別の障害福祉サービス等の特例ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。（③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。）



福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について（2019年10月～）

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
居宅介護※	7.4%	5.8%	30.2%	22.0%	12.2%		
重度訪問介護※	4.5%	3.6%	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護※	14.8%	11.5%	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護※	6.9%	5.7%	25.0%	18.2%	10.1%		
療養介護	2.5%	2.3%	3.5%	2.5%	1.4%		
生活介護	1.4%	1.3%	4.2%	3.1%	1.7%		
自立訓練(機能訓練)	5.0%	4.5%	5.7%	4.1%	2.3%		
自立訓練(生活訓練)	3.9%	3.4%	5.7%	4.1%	2.3%		
就労移行支援	2.0%	1.7%	6.7%	4.9%	2.7%		
就労継続支援A型	0.4%	0.4%	5.4%	4.0%	2.2%		
就労継続支援B型	2.0%	1.7%	5.2%	3.8%	2.1%		
共同生活援助(指定共同生活援助)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(日中サービス支援型)	1.8%	1.5%	7.4%	5.4%	3.0%		
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.0%	1.6%	17.0%	12.4%	6.9%		
児童発達支援	2.5%	2.2%	7.6%	5.6%	3.1%		
医療型児童発達支援	8.2%	8.2%	14.6%	10.6%	5.9%		
放課後等ティサービス	0.7%	0.5%	8.1%	5.9%	3.3%		
福祉型障害児入所施設	5.5%	5.0%	6.2%	4.5%	2.5%		
医療型障害児入所施設	3.0%	2.7%	3.5%	2.5%	1.4%		

サービス区分 (特定処遇改善加算が1段階のサービス)	新加算					
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
重度障害者等包括支援	1.5%	2.5%	1.8%	1.0%		
施設入所支援	1.9%	6.9%	5.0%	2.8%		
居宅訪問型児童発達支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		
保育所等訪問支援	5.1%	7.9%	5.8%	3.2%		

(注1) ※付したサービスについては、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定している。また、現行の処遇改善加算は見直し後の加算率である。

(注2) 就労継続支援A型については、福祉専門職員配置等加算があるものの、計算結果として同じ加算率となっている。

(注3) 平成30年度からのサービスについては類似サービスと同じ加算率としている。

(注4) 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(定着)は、処遇改善加算の算定非対象サービスである。

(注5) 短期入所について、併設型・空床利用型は本体施設の加算率を適用することとし、単独型は生活介護の加算率を適用する。

4

訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直しについて

対応方法

<2021年度報酬改定に向けた対応>

- 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

<2019年度報酬改定における暫定的な見直し>

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率			見直し後の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%	30.2%	22.0%	12.2%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%	19.1%	13.9%	7.7%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%	30.2%	22.0%	12.2%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%	25.0%	18.2%	10.1%

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

- 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。

- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分($110/108-1$)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合(加重平均)) × ($110/108-1$)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分($110/108-1$)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合=1.0－人件費比率－その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

$$\text{新基本報酬単位数} = \text{現行の基本報酬単位数} \times (\text{基本報酬単位上乗せ率} + \text{加算に係る上乗せ率})$$

2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019年2月15日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯	2
第2 障害福祉人材の処遇改善	3
1. 基本的な考え方	3
2. 加算の対象（取得要件）	3
3. 加算率の設定	
(1) サービス種類ごとの加算率	4
(2) サービス種類内の加算率	4
4. 事業所内における配分方法	
(1) 事業所内の職員分類の考え方	6
(2) 具体的な配分の方法	7
第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し	8
1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応	8
2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し	
第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い	10
1. 基本報酬単位数への上乗せ	10
2. 加算の取扱い	10
3. 国庫負担基準の見直し	10
別紙 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	11

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

- 障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定) (※)において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

※ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定) (抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

・具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないよう、対応について検討する必要がある。
- これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%とすることとした。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成30年8月から5回にわたり、46の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第2 障害福祉人材の処遇改善

1. 基本的な考え方

- 職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。
- このため、2019年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

2. 加算の対象（取得要件）

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
 - 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- を加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

(1) サービス種類ごとの加算率

- 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

(2) サービス種類内の加算率

- 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算（II）の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算（I）の加算率を設定する。

※ 加算（I）と加算（II）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

〔福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】〕

<居宅介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 7.4%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 5.8%

<重度訪問介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 4.5%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 3.6%

<同行援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 14.8%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 11.5%

<行動援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 6.9%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 5.7%

<療養介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 2.5%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 2.3%

<生活介護>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 1.4%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.3%

<自立訓練（機能訓練）>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 5.0%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 4.5%

<自立訓練（生活訓練）>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 3.9%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 3.4%

<就労移行支援>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 2.0%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.7%

<就労継続支援A型>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 0.4%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 0.4%

<就労継続支援B型>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 2.0%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.7%

<共同生活援助（指定共同生活援助）>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 1.8%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.5%

<共同生活援助（日中サービス支援型）>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 1.8%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.5%

<共同生活援助（外部サービス利用型）>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 2.0%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 1.6%

<児童発達支援>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）+ 所定単位数 × 2.5%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）+ 所定単位数 × 2.2%

<医療型児童発達支援>	
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）	+ 所定単位数 × 9.2%
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）	+ 所定単位数 × 8.2%
<放課後等デイサービス>	
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）	+ 所定単位数 × 0.7%
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）	+ 所定単位数 × 0.5%
<福祉型障害児入所施設>	
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）	+ 所定単位数 × 5.5%
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）	+ 所定単位数 × 5.0%
<医療型障害児入所施設>	
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I）	+ 所定単位数 × 3.0%
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II）	+ 所定単位数 × 2.7%
<重度障害者等包括支援>	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	+ 所定単位数 × 1.5%
<施設入所支援>	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	+ 所定単位数 × 1.9%
<居宅訪問型児童発達支援>	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	+ 所定単位数 × 5.1%
<保育所等訪問支援>	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	+ 所定単位数 × 5.1%

4. 事業所内における配分方法

- 「第2の1. 基本的な考え方」を踏まえ、経験・技能のある障害福祉人材、他の障害福祉人材、その他の職種の順に配分されるよう、事業所内の配分方法は以下のとおりとする。なお、配分に当たっては、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種について、こうした区分ごとの平均の処遇改善額を比較することとし、それぞれの区分内での一人ひとりの処遇改善額は柔軟に設定できることとする。
- (1) 事業所内の職員分類の考え方
- 事業所内の職員分類（①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種）の考え方については、以下のとおりとする。
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

- ・ ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ・ ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

- なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- ・ 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること
- ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※ ③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超える場合は、区分の変更を行えないこととする。

(2) 具体的な配分の方法

- 具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- ・ ③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※ 重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

《福祉・介護職員処遇改善加算の見直し》

<居宅介護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III）+ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）+ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（V）+ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（III）+ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（IV）+ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（V）+ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<重度訪問介護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）+ 所定単位数 × 19.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（II）+ 所定単位数 × 14.0%

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 7.8%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 7.8% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 7.8% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位数 × 19.1%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位数 × 13.9%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 7.7%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 7.7% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 7.7% × 0.8

<同行援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位数 × 30.3%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位数 × 22.1%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 12.3%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 12.3% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位数 × 30.2%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位数 × 22.0%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 12.2%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 12.2% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<行動援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位数 × 25.4%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位数 × 18.5%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 10.3%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 10.3% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 10.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) + 所定単位数 × 25.0%
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) + 所定単位数 × 18.2%
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) + 所定単位数 × 10.1%
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) + 所定単位数 × 10.1% × 0.9
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) + 所定単位数 × 10.1% × 0.8

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ

- 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱い

- 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

3. 国庫負担基準の見直し

- 消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	見直し前
《訪問系サービス》	《訪問系サービス》
第1 居宅介護	第1 居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 249単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 248単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合 393単位	(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合 392単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 571単位	(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 570単位
(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 652単位	(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 651単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 734単位	(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 732単位
(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 815単位	(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 813単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 896単位に所要時間 3時間から計算して所要時間 30分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3時間以上の場合 894単位に所要時間 3時間から計算して所要時間 30分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合
(1) 所要時間 30分未満の場合 249単位	(1) 所要時間 30分未満の場合 248単位
(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合 393卖位	(2) 所要時間 30分以上 1時間未満の場合 392卖位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 571卖位	(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 570卖位
(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 652卖位	(4) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 651卖位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 734卖位	(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 732卖位
(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 815卖位	(6) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 813卖位

11

(7) 所要時間 3時間以上の場合 896単位に所要時間 3時間から計算して所要時間 30分を増すごとに 81 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3時間以上の場合 894単位に所要時間 3時間から計算して所要時間 30分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 所要時間 1時間以上 1時間 15分未満の場合 232単位	(4) 所要時間 1時間以上 1時間 15分未満の場合 231卖位
(5) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 30分未満の場合 268単位	(5) 所要時間 1時間 15分以上 1時間 30分未満の場合 267卖位
(6) 所要時間 1時間 30分以上の場合 302単位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 15分を増すごとに 34 単位を加算した単位数	(6) 所要時間 1時間 30分以上の場合 301卖位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 15分を増すごとに 34 単位を加算した単位数
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 所要時間 1時間以上 1時間 30分未満の場合 268単位	(3) 所要時間 1時間以上 1時間 30分未満の場合 267卖位
(4) 所要時間 1時間 30分以上の場合 336卖位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 68 单位を加算した単位数	(4) 所要時間 1時間 30分以上の場合 335卖位に所要時間 1時間 30分から計算して所要時間 30分を増すごとに 68 单位を加算した単位数
ホ (略)	ホ (略)
第2 重度訪問介護	第2 重度訪問介護
重度訪問介護サービス費	重度訪問介護サービス費
イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合	イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 366単位	(3) 所要時間 1時間 30分以上 2時間未満の場合 365卖位
(4) 所要時間 2時間以上 2時間 30分未満の場合 457卖位	(4) 所要時間 2時間以上 2時間 30分未満の場合 456卖位
(5) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 549卖位	(5) 所要時間 2時間 30分以上 3時間未満の場合 548卖位
(6) 所要時間 3時間以上 3時間 30分未満の場合 639卖位	(6) 所要時間 3時間以上 3時間 30分未満の場合 638卖位
(7) 所要時間 3時間 30分以上 4時間未満の場合 731卖位	(7) 所要時間 3時間 30分以上 4時間未満の場合 730卖位

12

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 816単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,171単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,817単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,499単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 366単位

(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 457単位

(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 549単位

(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 639単位

(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 731単位

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 816単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,496単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

□ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合

(1)・(2) (略)

(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 365単位

(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 456単位

(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 548単位

(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 638単位

(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 730単位

(8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 815単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

.13

(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,171 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 <u>2,170 単位</u> に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,817 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 <u>2,816 単位</u> に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,499 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 <u>3,498 単位</u> に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
第 3 同行援護	第 3 同行援護
同行援護サービス費	同行援護サービス費
イ (略)	イ (略)
□ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>292 単位</u>	□ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>291 単位</u>
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>421 単位</u>	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>420 単位</u>
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>485 単位</u>	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>484 単位</u>
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>548 単位</u>	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>547 単位</u>
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>611 単位</u>	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>610 単位</u>
ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>674 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数	ト 所要時間 3 時間以上の場合 <u>673 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 63 単位を加算した単位数
第 4 行動援護	第 4 行動援護
行動援護サービス費	行動援護サービス費
イ 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u>	イ 所要時間 30 分未満の場合 <u>254 単位</u>

14

□ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	403 単位	□ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	402 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	587 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	586 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	735 単位	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	733 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	884 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	882 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,032 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,030 単位
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,182 単位	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,179 単位
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,330 単位	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,327 単位
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,480 単位	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,477 单位
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,628 単位	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,624 単位
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,777 单位	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,773 単位
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,925 単位	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,921 単位
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,075 单位	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,070 单位
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,223 单位	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,218 单位
ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,373 单位	ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,368 单位
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,520 单位	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,514 单位
第 5 重度障害者等包括支援			
重度障害者等包括支援サービス費			
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合		イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	202 单位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	201 单位
(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	302 単位に所要時間 1 時間	(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	301 単位に所要時間 1 時間

から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数	30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数
(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 2,500 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合 2,499 単位に所要時間 12 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
□ 短期入所を提供した場合（1 日につき） 949 単位	□ 短期入所を提供した場合（1 日につき） 946 単位
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） 1,000 単位	ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき） 997 単位
《日中活動系サービス》	
第 1 療養介護	
療養介護サービス費（1 日につき）	
イ 療養介護サービス費	イ 療養介護サービス費
(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)	(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)
(一) 利用定員が 40 人以下 948 単位	(一) 利用定員が 40 人以下 943 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 922 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 917 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 875 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 870 単位
(四) 利用定員が 81 人以上 838 単位	(四) 利用定員が 81 人以上 833 単位
(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)
(一) 利用定員が 40 人以下 690 単位	(一) 利用定員が 40 人以下 686 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 655 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 651 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 608 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 605 単位

(四) 利用定員が 81 人以上	<u>578 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>575 単位</u>
(3) 療養介護サービス費(III)		(3) 療養介護サービス費(III)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>546 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>543 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>517 単位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>514 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>488 単位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>485 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>466 単位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>463 単位</u>
(4) 療養介護サービス費(IV)		(4) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 单位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 单位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 单位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 单位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>437 单位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>435 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>401 单位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>399 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>374 单位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>372 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>354 单位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>352 単位</u>
口 経過的療養介護サービス費		口 経過的療養介護サービス費	
(一) 利用定員が 40 人以下	<u>886 単位</u>	(一) 利用定員が 40 人以下	<u>881 単位</u>
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>886 单位</u>	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>881 単位</u>
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>857 单位</u>	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	<u>852 単位</u>
(四) 利用定員が 81 人以上	<u>823 单位</u>	(四) 利用定員が 81 人以上	<u>819 単位</u>
第 2 生活介護		第 2 生活介護	
生活介護サービス費 (1 日につき)		生活介護サービス費 (1 日につき)	

イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,291 単位</u>	(一) 区分 6	<u>1,283 単位</u>
(二) 区分 5	<u>969 单位</u>	(二) 区分 5	<u>963 単位</u>
(三) 区分 4	<u>687 单位</u>	(三) 区分 4	<u>683 単位</u>
(四) 区分 3	<u>617 单位</u>	(四) 区分 3	<u>613 単位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>564 单位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>561 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,151 单位</u>	(一) 区分 6	<u>1,144 单位</u>
(二) 区分 5	<u>859 单位</u>	(二) 区分 5	<u>854 单位</u>
(三) 区分 4	<u>605 单位</u>	(三) 区分 4	<u>601 单位</u>
(四) 区分 3	<u>544 单位</u>	(四) 区分 3	<u>541 单位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>496 单位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>493 单位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,111 单位</u>	(一) 区分 6	<u>1,104 单位</u>
(二) 区分 5	<u>824 单位</u>	(二) 区分 5	<u>819 单位</u>
(三) 区分 4	<u>573 单位</u>	(三) 区分 4	<u>570 单位</u>
(四) 区分 3	<u>507 单位</u>	(四) 区分 3	<u>504 单位</u>
(五) 区分 2 以下	<u>464 单位</u>	(五) 区分 2 以下	<u>461 单位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	<u>1,055 单位</u>	(一) 区分 6	<u>1,049 单位</u>
(二) 区分 5	<u>789 单位</u>	(二) 区分 5	<u>784 单位</u>
(三) 区分 4	<u>554 单位</u>	(三) 区分 4	<u>551 单位</u>
(四) 区分 3	<u>498 单位</u>	(四) 区分 3	<u>495 单位</u>

区分 2 以下	450 単位	区分 2 以下	447 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分 6	1,038 単位	(一) 区分 6	1,032 単位
(二) 区分 5	773 単位	(二) 区分 5	768 単位
(三) 区分 4	540 単位	(三) 区分 4	537 単位
(四) 区分 3	483 単位	(四) 区分 3	480 単位
(五) 区分 2 以下	433 単位	(五) 区分 2 以下	430 単位
口 共生型生活介護サービス費		口 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	698 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	694 単位
(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	859 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位
八 基準該当生活介護サービス費		八 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	698 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	859 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位
第 3 短期入所		第 3 短期入所	
短期入所サービス費（1 日につき）		短期入所サービス費（1 日につき）	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	902 単位	(一) 区分 6	896 単位
(二) 区分 5	766 单位	(二) 区分 5	761 単位
(三) 区分 4	633 単位	(三) 区分 4	629 単位
(四) 区分 3	569 単位	(四) 区分 3	565 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	497 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	494 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	

(一) 区分 6	588 単位	(一) 区分 6	584 単位
(二) 区分 5	515 単位	(二) 区分 5	512 単位
(三) 区分 4	310 単位	(三) 区分 4	308 単位
(四) 区分 3	234 単位	(四) 区分 3	233 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	168 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	766 単位	(一) 区分 3	761 単位
(二) 区分 2	601 単位	(二) 区分 2	597 単位
(三) 区分 1	497 単位	(三) 区分 1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	515 単位	(一) 区分 3	512 単位
(二) 区分 2	272 単位	(二) 区分 2	270 単位
(三) 区分 1	168 単位	(三) 区分 1	167 単位
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分 6	1,103 単位	(一) 区分 6	1,096 単位
(二) 区分 5	968 単位	(二) 区分 5	962 単位
(三) 区分 4	834 単位	(三) 区分 4	829 単位
(四) 区分 3	771 単位	(四) 区分 3	766 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	699 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	695 単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分 6	790 単位	(一) 区分 6	785 単位
(二) 区分 5	718 単位	(二) 区分 5	713 単位
(三) 区分 4	512 単位	(三) 区分 4	509 単位
(四) 区分 3	437 単位	(四) 区分 3	434 単位

四 区分 1 及び区分 2	<u>369 単位</u>	四 区分 1 及び区分 2	<u>367 単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	<u>968 単位</u>	(一) 区分 3	<u>962 単位</u>
(二) 区分 2	<u>803 単位</u>	(二) 区分 2	<u>798 単位</u>
(三) 区分 1	<u>699 単位</u>	(三) 区分 1	<u>695 単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	<u>718 単位</u>	(一) 区分 3	<u>713 単位</u>
(二) 区分 2	<u>474 単位</u>	(二) 区分 2	<u>471 単位</u>
(三) 区分 1	<u>369 単位</u>	(三) 区分 1	<u>367 単位</u>
口 医療型短期入所サービス費		口 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907 単位</u>	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,889 単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703 単位</u>	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,686 単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690 単位</u>	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,679 単位</u>
八 医療型特定短期入所サービス費		八 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785 単位</u>	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,768 単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571 单位</u>	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,555 単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588 単位</u>	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,578 単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027 単位</u>	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,014 単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893 単位</u>	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,881 単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217 単位</u>	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,209 単位</u>
二 共生型短期入所サービス費		二 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>	(1) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅰ)	<u>761 単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>	(2) 共生型短期入所(福祉型) サービス費(Ⅱ)	<u>233 単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	<u>964 単位</u>	(3) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅰ)	<u>958 単位</u>

(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ)	<u>435 単位</u>	(4) 共生型短期入所(福祉型強化) サービス費(Ⅱ)	<u>432 単位</u>
木 基準該当短期入所サービス費		木 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>766 単位</u>	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>761 単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>234 単位</u>	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>233 単位</u>
《施設系サービス》		《施設系サービス》	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分 6	<u>458 単位</u>	(1) 区分 6	<u>455 単位</u>
(2) 区分 5	<u>386 単位</u>	(2) 区分 5	<u>384 単位</u>
(3) 区分 4	<u>311 単位</u>	(3) 区分 4	<u>309 単位</u>
(4) 区分 3	<u>235 単位</u>	(4) 区分 3	<u>233 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>170 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>169 単位</u>
口 利用定員が41人以上60人以下		口 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分 6	<u>359 単位</u>	(1) 区分 6	<u>357 単位</u>
(2) 区分 5	<u>300 単位</u>	(2) 区分 5	<u>298 単位</u>
(3) 区分 4	<u>238 単位</u>	(3) 区分 4	<u>236 単位</u>
(4) 区分 3	<u>187 単位</u>	(4) 区分 3	<u>186 単位</u>
(5) 区分 2 以下	<u>148 単位</u>	(5) 区分 2 以下	<u>147 単位</u>
八 利用定員が61人以上80人以下		八 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分 6	<u>298 単位</u>	(1) 区分 6	<u>296 単位</u>
(2) 区分 5	<u>250 単位</u>	(2) 区分 5	<u>248 単位</u>
(3) 区分 4	<u>200 単位</u>	(3) 区分 4	<u>199 単位</u>

(4) 区分3	<u>164単位</u>	(4) 区分3	<u>163単位</u>
(5) 区分2以下	<u>134単位</u>	(5) 区分2以下	<u>133単位</u>
二 利用定員が81人以上		二 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	<u>272単位</u>	(1) 区分6	<u>270単位</u>
(2) 区分5	<u>225単位</u>	(2) 区分5	<u>224単位</u>
(3) 区分4	<u>180単位</u>	(3) 区分4	<u>179単位</u>
(4) 区分3	<u>148単位</u>	(4) 区分3	<u>147単位</u>
(5) 区分2以下	<u>127単位</u>	(5) 区分2以下	<u>126単位</u>
《居住系サービス》			
第1 共同生活援助			
1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費(1日につき)		1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 共同生活援助サービス費(I)		イ 共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>666単位</u>	(1) 区分6	<u>661単位</u>
(2) 区分5	<u>551単位</u>	(2) 区分5	<u>547単位</u>
(3) 区分4	<u>470単位</u>	(3) 区分4	<u>467単位</u>
(4) 区分3	<u>384単位</u>	(4) 区分3	<u>381単位</u>
(5) 区分2	<u>294単位</u>	(5) 区分2	<u>292単位</u>
(6) 区分1以下	<u>244単位</u>	(6) 区分1以下	<u>242単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費(II)		ロ 共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>615単位</u>	(1) 区分6	<u>611単位</u>
(2) 区分5	<u>499単位</u>	(2) 区分5	<u>496単位</u>
(3) 区分4	<u>420単位</u>	(3) 区分4	<u>417単位</u>
(4) 区分3	<u>333単位</u>	(4) 区分3	<u>331単位</u>

(5) 区分2	<u>244単位</u>	(5) 区分2	<u>242単位</u>
(6) 区分1以下	<u>199単位</u>	(6) 区分1以下	<u>198単位</u>
ハ 共同生活援助サービス費(III)		ハ 共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>582単位</u>	(1) 区分6	<u>578単位</u>
(2) 区分5	<u>466単位</u>	(2) 区分5	<u>463単位</u>
(3) 区分4	<u>386単位</u>	(3) 区分4	<u>383単位</u>
(4) 区分3	<u>300単位</u>	(4) 区分3	<u>298単位</u>
(5) 区分2	<u>210単位</u>	(5) 区分2	<u>209単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170単位</u>
ニ 共同生活援助サービス費(IV)		ニ 共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>696単位</u>	(1) 区分6	<u>691単位</u>
(2) 区分5	<u>581単位</u>	(2) 区分5	<u>577単位</u>
(3) 区分4	<u>500単位</u>	(3) 区分4	<u>497単位</u>
(4) 区分3	<u>414単位</u>	(4) 区分3	<u>411単位</u>
(5) 区分2	<u>324単位</u>	(5) 区分2	<u>322単位</u>
(6) 区分1以下	<u>274単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	
(1) 4:1の場合		(1) 4:1の場合	
(一) 区分6	<u>443単位</u>	(一) 区分6	<u>440単位</u>
(二) 区分5	<u>397単位</u>	(二) 区分5	<u>394単位</u>
(三) 区分4	<u>363単位</u>	(三) 区分4	<u>361単位</u>
(2) 5:1の場合		(2) 5:1の場合	
(一) 区分6	<u>392単位</u>	(一) 区分6	<u>389単位</u>
(二) 区分5	<u>345単位</u>	(二) 区分5	<u>343単位</u>

(二) 区分4	<u>313</u> 単位	(二) 区分4	<u>311</u> 単位
(3) 6 : 1の場合		(3) 6 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>358</u> 単位	(一) 区分6	<u>356</u> 単位
(二) 区分5	<u>312</u> 単位	(二) 区分5	<u>310</u> 単位
(三) 区分4	<u>280</u> 単位	(三) 区分4	<u>278</u> 単位
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	<u>1,104</u> 単位	(1) 区分6	<u>1,098</u> 単位
(2) 区分5	<u>988</u> 単位	(2) 区分5	<u>982</u> 単位
(3) 区分4	<u>906</u> 単位	(3) 区分4	<u>901</u> 単位
(4) 区分3	<u>721</u> 単位	(4) 区分3	<u>717</u> 単位
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	<u>1,020</u> 単位	(1) 区分6	<u>1,014</u> 単位
(2) 区分5	<u>903</u> 単位	(2) 区分5	<u>898</u> 単位
(3) 区分4	<u>821</u> 単位	(3) 区分4	<u>816</u> 単位
(4) 区分3	<u>637</u> 単位	(4) 区分3	<u>633</u> 単位
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	<u>968</u> 単位	(1) 区分6	<u>963</u> 単位
(2) 区分5	<u>851</u> 単位	(2) 区分5	<u>846</u> 単位
(3) 区分4	<u>769</u> 単位	(3) 区分4	<u>765</u> 単位
(4) 区分3	<u>585</u> 単位	(4) 区分3	<u>582</u> 単位
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	<u>1,134</u> 単位	(1) 区分6	<u>1,128</u> 単位
(2) 区分5	<u>1,018</u> 単位	(2) 区分5	<u>1,012</u> 単位

(3) 区分4	<u>936</u> 単位	(3) 区分4	<u>931</u> 単位
(4) 区分3	<u>751</u> 単位	(4) 区分3	<u>747</u> 単位
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3 : 1の場合		(1) 3 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>909</u> 単位	(一) 区分6	<u>904</u> 単位
(二) 区分5	<u>792</u> 単位	(二) 区分5	<u>788</u> 単位
(三) 区分4	<u>711</u> 単位	(三) 区分4	<u>707</u> 単位
(四) 区分3	<u>624</u> 単位	(四) 区分3	<u>620</u> 単位
(五) 区分2	<u>459</u> 単位	(五) 区分2	<u>456</u> 単位
(六) 区分1以下	<u>399</u> 単位	(六) 区分1以下	<u>397</u> 単位
(2) 4 : 1の場合		(2) 4 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>825</u> 単位	(一) 区分6	<u>820</u> 単位
(二) 区分5	<u>708</u> 単位	(二) 区分5	<u>704</u> 単位
(三) 区分4	<u>626</u> 単位	(三) 区分4	<u>622</u> 単位
(四) 区分3	<u>539</u> 単位	(四) 区分3	<u>536</u> 単位
(五) 区分2	<u>373</u> 単位	(五) 区分2	<u>371</u> 単位
(六) 区分1以下	<u>323</u> 単位	(六) 区分1以下	<u>321</u> 単位
(3) 5 : 1の場合		(3) 5 : 1の場合	
(一) 区分6	<u>773</u> 単位	(一) 区分6	<u>769</u> 単位
(二) 区分5	<u>656</u> 単位	(二) 区分5	<u>652</u> 単位
(三) 区分4	<u>574</u> 単位	(三) 区分4	<u>571</u> 単位
(四) 区分3	<u>488</u> 単位	(四) 区分3	<u>485</u> 単位
(五) 区分2	<u>323</u> 単位	(五) 区分2	<u>321</u> 単位
(六) 区分1以下	<u>279</u> 単位	(六) 区分1以下	<u>277</u> 単位

ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	697 単位
(二) 区分 5	650 単位
(三) 区分 4	616 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	611 単位
(二) 区分 5	565 単位
(三) 区分 4	532 単位
(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	560 単位
(二) 区分 5	514 単位
(三) 区分 4	481 単位
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	604 単位
(二) 区分 5	557 単位
(三) 区分 4	524 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	519 単位
(二) 区分 5	473 単位
(三) 区分 4	439 単位
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	693 単位
(二) 区分 5	646 単位
(三) 区分 4	613 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	608 单位
(二) 区分 5	562 单位
(三) 区分 4	529 单位
(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	557 单位
(二) 区分 5	511 单位
(三) 区分 4	478 单位
ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(1) 3 : 1 の場合	
(一) 区分 6	601 単位
(二) 区分 5	554 単位
(三) 区分 4	521 単位
(2) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	516 単位
(二) 区分 5	470 単位
(三) 区分 4	437 単位

(3) 5 : 1 の場合		(3) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	468 単位	(一) 区分 6	465 単位
(二) 区分 5	421 単位	(二) 区分 5	419 単位
(三) 区分 4	388 単位	(三) 区分 4	386 単位
チ 体験利用の場合		チ 体験利用の場合	
(1) 区分 6	939 単位	(1) 区分 6	934 単位
(2) 区分 5	823 単位	(2) 区分 5	818 単位
(3) 区分 4	741 単位	(3) 区分 4	737 単位
(4) 区分 3	654 単位	(4) 区分 3	650 単位
(5) 区分 2	489 単位	(5) 区分 2	486 単位
(6) 区分 1 以下	429 単位	(6) 区分 1 以下	427 単位
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (1日につき)	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	244 単位	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	242 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	199 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	198 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	171 单位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	170 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	114 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	113 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	274 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	272 単位
1の3 受託居宅介護サービス費		1の3 受託居宅介護サービス費	
イ (略)		イ (略)	
ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	192 単位	ロ 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 261 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		ハ 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	

二 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>559 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数	二 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 <u>557 単位</u> に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
第 2 自立生活援助	第 2 自立生活援助
自立生活援助サービス費	自立生活援助サービス費
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,556 単位</u>	(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,547 単位</u>
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>1,089 単位</u>	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>1,083 単位</u>
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)
(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,165 単位</u>	(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 <u>1,158 単位</u>
(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>816 単位</u>	(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 <u>811 単位</u>
《訓練系・就労系サービス》	
第 1 自立訓練 (機能訓練)	第 1 自立訓練 (機能訓練)
機能訓練サービス費 (1 日につき)	機能訓練サービス費 (1 日につき)
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)
(1) 利用定員が 20 人以下 <u>795 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下 <u>791 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>710 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>707 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>675 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>672 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>647 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>644 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上 <u>610 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上 <u>607 単位</u>
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)
(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>249 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>248 単位</u>
(2) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>571 单位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>570 単位</u>

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>		
ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>		
ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>699 単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費	<u>696 単位</u>		
第 2 自立訓練 (生活訓練)		第 2 自立訓練 (生活訓練)			
生活訓練サービス費 (1 日につき)	生活訓練サービス費 (1 日につき)				
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)				
(1) 利用定員が 20 人以下 <u>747 単位</u>	(1) 利用定員が 20 人以下 <u>744 単位</u>				
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>667 単位</u>	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 <u>664 単位</u>				
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>634 単位</u>	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 <u>631 単位</u>				
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>609 単位</u>	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 <u>606 単位</u>				
(5) 利用定員が 81 人以上 <u>572 単位</u>	(5) 利用定員が 81 人以上 <u>570 単位</u>				
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)				
(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>249 単位</u>	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 <u>248 単位</u>				
(2) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>571 単位</u>	(2) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>570 単位</u>				
(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>734 単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	<u>732 単位</u>		
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)				
(1) 利用期間が 2 年間以内の場合 <u>270 単位</u>	(1) 利用期間が 2 年間以内の場合 <u>268 単位</u>				
(2) 利用期間が 2 年間を超える場合 <u>163 単位</u>	(2) 利用期間が 2 年間を超える場合 <u>162 単位</u>				
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)				
(1) 利用期間が 3 年間以内の場合 <u>270 単位</u>	(1) 利用期間が 3 年間以内の場合 <u>268 単位</u>				
(2) 利用期間が 3 年間を超える場合 <u>163 単位</u>	(2) 利用期間が 3 年間を超える場合 <u>162 単位</u>				
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>		
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>664 単位</u>	ヘ 基準該当生活訓練サービス費	<u>661 単位</u>		

(二) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	529 単位	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	526 単位
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	449 単位	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	447 単位
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	369 単位	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	367 単位
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	343 単位	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	341 単位
(七) 就労定着者の割合が零	327 単位	(七) 就労定着者の割合が零	325 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	658 単位	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	655 単位
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	556 単位	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	553 単位
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	471 単位	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	469 単位
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	414 単位	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	412 単位
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	339 单位	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	337 単位
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	306 単位	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	304 単位
(七) 就労定着者の割合が零	292 単位	(七) 就労定着者の割合が零	290 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	625 単位	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	622 単位
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	529 単位	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	526 単位
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	441 单位	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	439 単位
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	383 单位	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分的 30 未満	381 単位
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満	326 单位	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分的 20 未満	324 単位
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	287 单位	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	285 単位
(七) 就労定着者の割合が零	272 单位	(七) 就労定着者の割合が零	271 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	618 单位	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	615 単位
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満	524 単位	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分的 50 未満	521 単位

(二) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	430 単位	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満	428 単位
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満	365 単位	(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分的 30 未満	363 単位
(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分的 20 未満	326 单位	(五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分的 20 未満	324 単位
(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	278 单位	(六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満(零の場合を除く。)	277 単位
(七) 就労定着者の割合が零	266 单位	(七) 就労定着者の割合が零	265 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	614 单位	(一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上	611 単位
(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分的 50 未満	515 单位	(二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分的 50 未満	512 単位
(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分的 40 未満	416 单位	(三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分的 40 未満	414 単位
(四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分的 30 未満	344 单位	(四) 就労定着者の割合が 100 分的 20 以上 100 分的 30 未満	342 単位
(五) 就労定着者の割合が 100 分的 10 以上 100 分的 20 未満	324 单位	(五) 就労定着者の割合が 100 分的 10 以上 100 分的 20 未満	322 単位
(六) 就労定着者の割合が 100 分的 10 未満(零の場合を除く。)	269 单位	(六) 就労定着者の割合が 100 分的 10 未満(零の場合を除く。)	268 単位
(七) 就労定着者の割合が零	257 单位	(七) 就労定着者の割合が零	256 単位
第4 就労継続支援A型			
就労継続支援A型サービス費（1日につき）			
イ 就労継続支援A型サービス費(I)		イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	618 单位	(一) 1日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合	615 単位
(二) 1日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	606 单位	(二) 1日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合	603 単位
(三) 1日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	597 单位	(三) 1日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合	594 単位
(四) 1日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	589 单位	(四) 1日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合	586 単位
(五) 1日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	501 单位	(五) 1日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合	498 単位
(六) 1日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	412 单位	(六) 1日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合	410 単位

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>479</u> 単位	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>476</u> 単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>461</u> 単位	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>458</u> 単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>452</u> 単位	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>450</u> 単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>443</u> 単位	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>441</u> 単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>435</u> 単位	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>433</u> 単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>424</u> 単位	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>422</u> 単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>417</u> 単位	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>415</u> 単位
(八) 利用定員が81人以上		(九) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>462</u> 単位	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>459</u> 単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>444</u> 単位	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>442</u> 単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>436</u> 単位	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>434</u> 単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>428</u> 単位	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>426</u> 単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>420</u> 単位	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>418</u> 単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>409</u> 単位	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>407</u> 単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>403</u> 単位	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>401</u> 単位

第6 就労定着支援

就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,215 単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,652 単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,130 単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,607 単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,366 単位

41

第6 就労定着支援

就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,200 単位
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,640 単位
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,120 単位
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,600 単位
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,360 単位

(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,206</u> 単位	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,200</u> 単位
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,045</u> 単位	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,040</u> 単位
口 利用者数が21人以上40人以下		口 利用者数が21人以上40人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,572</u> 单位	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,560</u> 单位
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,122</u> 单位	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,112</u> 单位
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,704</u> 单位	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,696</u> 单位
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,286</u> 单位	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,280</u> 单位
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,093</u> 单位	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,088</u> 单位
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>964</u> 单位	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>960</u> 单位
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>836</u> 单位	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>832</u> 单位
ハ 利用者数が41人以上		ハ 利用者数が41人以上	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,411</u> 单位	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,400</u> 单位
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,989</u> 单位	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,980</u> 单位
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,597</u> 单位	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,590</u> 单位
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,206</u> 单位	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,200</u> 单位
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,025</u> 单位	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,020</u> 单位
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>904</u> 单位	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>900</u> 单位
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>784</u> 单位	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>780</u> 单位

《相談系サービス》

第1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

(1) サービス利用支援費(Ⅰ)

(2) サービス利用支援費(Ⅱ)

《相談系サービス》

第1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

(1) サービス利用支援費(Ⅰ)

1,458 単位

(2) サービス利用支援費(Ⅱ)

729 単位

42

口 継続サービス利用支援費	口 継続サービス利用支援費
(1) 継続サービス利用支援費(I)	1,211 単位
(2) 継続サービス利用支援費(II)	605 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	
(1) サービス利用支援費(I)	553 単位
(2) 継続サービス利用支援費(II)	604 単位
注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	
(1) サービス利用支援費(I)	856 単位
(2) (略)	
(3) 継続サービス利用支援費(I)	907 単位
(4) 継続サービス利用支援費(II)	301 単位
第 2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費(I)	1,625 単位
(2) 障害児支援利用援助費(II)	814 単位
口 継続障害児支援利用援助費	口 継続障害児支援利用援助費
(1) 継続障害児支援利用援助費(I)	1,322 単位
(2) 継続障害児支援利用援助費(II)	661 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	
(1) サービス利用支援費(I)	552 単位
(2) 継続サービス利用支援費(II)	602 単位
注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	
次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 月につき所定単位数から減算する。	
(1) サービス利用支援費(I)	854 单位
(2) (略)	
(3) 継続サービス利用支援費(I)	904 単位
(4) 継続サービス利用支援費(II)	300 単位
第 2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費(I)	1,620 单位
(2) 障害児支援利用援助費(II)	811 単位
口 継続障害児支援利用援助費	口 継続障害児支援利用援助費
(1) 継続障害児支援利用援助費(I)	1,318 单位
(2) 継続障害児支援利用援助費(II)	659 単位

第 3 地域移行支援	第 3 地域移行支援
地域移行支援サービス費	地域移行支援サービス費
イ 地域移行支援サービス費(I)	3,059 単位
口 地域移行支援サービス費(II)	2,347 単位
第 4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	305 单位
口 緊急時支援費	
(1) 緊急時支援費(I)	711 单位
(2) (略)	
《障害児通所支援》	
第 1 児童発達支援	
児童発達支援給付費 (1 日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(口又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	1,085 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,004 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	929 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	858 単位
(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	829 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	803 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	777 単位
《障害児通所支援》	
第 1 児童発達支援	
児童発達支援給付費 (1 日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(口又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	1,081 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	1,000 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	925 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	855 単位
(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	826 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	800 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	774 単位

□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	<u>1,383 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>1,190 単位</u>
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>1,074 単位</u>
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	<u>974 単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	<u>1,330 単位</u>
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>1,039 単位</u>
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>923 単位</u>
二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	二 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）
(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合
(-) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>830 単位</u>
(-) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>559 単位</u>
(-) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>435 単位</u>
(2) (1)以外の場合	(2) (1)以外の場合
(-) 利用定員が 10 人以下の場合	<u>706 単位</u>
(-) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	<u>467 単位</u>
(-) 利用定員が 21 人以上の場合	<u>361 単位</u>

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,096 単位</u>	(1) 利用定員が5人の場合	<u>2,088 単位</u>
(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,755 単位</u>	(2) 利用定員が6人の場合	<u>1,748 単位</u>
(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,509 単位</u>	(3) 利用定員が7人の場合	<u>1,503 単位</u>
(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,325 単位</u>	(4) 利用定員が8人の場合	<u>1,320 単位</u>
(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,183 単位</u>	(5) 利用定員が9人の場合	<u>1,178 単位</u>
(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,068 単位</u>	(6) 利用定員が10人の場合	<u>1,064 単位</u>
(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>836 単位</u>	(7) 利用定員が11人以上の場合	<u>833 単位</u>
ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>562 単位</u>	ヘ 共生型児童発達支援給付費	<u>560 単位</u>
ト 基準該当児童発達支援給付費		ト 基準該当児童発達支援給付費	
(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>667 単位</u>	(1) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	<u>664 単位</u>
(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>562 単位</u>	(2) 基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	<u>560 単位</u>

連支援を行う場合	<u>449 単位</u>	連支援を行う場合	<u>447 単位</u>
第3 放課後等デイサービス			
放課後等デイサービス給付費（1日につき）		放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
(1) 区分1の1		(1) 区分1の1	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>660 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>656 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>443 単位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>440 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>333 単位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>331 単位</u>
(2) 区分1の2		(2) 区分1の2	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>649 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>645 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>433 単位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>431 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>326 単位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>324 単位</u>
(3) 区分2の1		(3) 区分2の1	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>612 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>609 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>407 単位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>405 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>306 单位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>304 単位</u>
(4) 区分2の2		(4) 区分2の2	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>599 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>596 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>398 单位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>396 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>299 单位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>297 単位</u>
ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	

(1) 区分1		(1) 区分1	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>792 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>787 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>532 単位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>529 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>412 単位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>410 単位</u>
(2) 区分2		(2) 区分2	
（-）利用定員が10人以下の場合	<u>730 単位</u>	（-）利用定員が10人以下の場合	<u>726 単位</u>
（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>486 単位</u>	（口）利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>483 単位</u>
（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>376 単位</u>	（ロ）利用定員が21人以上の場合	<u>374 単位</u>
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
（-）利用定員が5人の場合	<u>1,754 単位</u>	（-）利用定員が5人の場合	<u>1,744 単位</u>
（口）利用定員が6人の場合	<u>1,466 単位</u>	（口）利用定員が6人の場合	<u>1,458 単位</u>
（ロ）利用定員が7人の場合	<u>1,262 単位</u>	（ロ）利用定員が7人の場合	<u>1,255 単位</u>
（四）利用定員が8人の場合	<u>1,107 単位</u>	（四）利用定員が8人の場合	<u>1,101 単位</u>
（四）利用定員が9人の場合	<u>988 単位</u>	（四）利用定員が9人の場合	<u>982 単位</u>
（四）利用定員が10人の場合	<u>892 単位</u>	（四）利用定員が10人の場合	<u>887 単位</u>
（四）利用定員が11人以上の場合	<u>685 単位</u>	（四）利用定員が11人以上の場合	<u>681 単位</u>
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
（-）利用定員が5人の場合	<u>2,036 単位</u>	（-）利用定員が5人の場合	<u>2,024 単位</u>
（口）利用定員が6人の場合	<u>1,704 単位</u>	（口）利用定員が6人の場合	<u>1,694 単位</u>
（ロ）利用定員が7人の場合	<u>1,465 单位</u>	（ロ）利用定員が7人の場合	<u>1,457 単位</u>
（四）利用定員が8人の場合	<u>1,287 単位</u>	（四）利用定員が8人の場合	<u>1,280 単位</u>
（四）利用定員が9人の場合	<u>1,149 単位</u>	（四）利用定員が9人の場合	<u>1,142 単位</u>
（四）利用定員が10人の場合	<u>1,038 単位</u>	（四）利用定員が10人の場合	<u>1,032 単位</u>

廿 利用定員が 11 人以上の場合	<u>809 単位</u>	廿 利用定員が 11 人以上の場合	<u>804 単位</u>
二 共生型放課後等デイサービス給付費		二 共生型放課後等デイサービス給付費	
(1) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>	(1) 授業の終了後に行う場合	<u>427 単位</u>
(2) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>	(2) 休業日に行う場合	<u>551 単位</u>
六 基準該当放課後等デイサービス給付費		六 基準該当放課後等デイサービス給付費	
(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)		(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(-) 授業の終了後に行う場合	<u>533 単位</u>	(-) 授業の終了後に行う場合	<u>530 単位</u>
(-) 休業日に行う場合	<u>658 単位</u>	(-) 休業日に行う場合	<u>654 単位</u>
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)		(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(-) 授業の終了後に行う場合	<u>429 単位</u>	(-) 授業の終了後に行う場合	<u>427 単位</u>
(-) 休業日に行う場合	<u>554 単位</u>	(-) 休業日に行う場合	<u>551 単位</u>
第 4 居宅訪問型児童発達支援		第 4 居宅訪問型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援給付費（1 日につき）	<u>991 単位</u>	居宅訪問型児童発達支援給付費（1 日につき）	<u>988 単位</u>
第 5 保育所等訪問支援		第 5 保育所等訪問支援	
保育所等訪問支援給付費（1 日につき）	<u>991 単位</u>	保育所等訪問支援給付費（1 日につき）	<u>988 単位</u>
《障害児入所支援》			
第 1 福祉型障害児入所施設		第 1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費（1 日につき）		福祉型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単		(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単	

独施設であるとき	<u>897 単位</u>	独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(2) 入所定員が 10 人の場合		(2) 入所定員が 10 人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>784 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>779 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,617 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,606 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>897 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>891 単位</u>
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>623 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>619 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,039 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,032 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>822 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>817 単位</u>
(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>784 単位</u>	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	<u>779 単位</u>
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>655 単位</u>	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>651 単位</u>
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>585 単位</u>	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>581 単位</u>
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>562 単位</u>	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>558 単位</u>
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>541 単位</u>	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>537 単位</u>
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>519 単位</u>	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>516 単位</u>
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>501 単位</u>	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>498 単位</u>
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>480 単位</u>	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	<u>477 単位</u>
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>477 単位</u>	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	<u>474 単位</u>
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>475 単位</u>	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	<u>472 単位</u>
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>472 単位</u>	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	<u>469 単位</u>
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>469 単位</u>	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	<u>466 単位</u>
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>466 単位</u>	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	<u>463 単位</u>

(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>462 単位</u>	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	<u>459 単位</u>
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>458 単位</u>	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	<u>455 単位</u>
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>450 単位</u>	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	<u>447 単位</u>
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>447 単位</u>	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	<u>444 単位</u>
□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>792 単位</u>	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	<u>787 単位</u>
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>687 単位</u>	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>682 単位</u>
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>656 単位</u>	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>652 単位</u>
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>626 単位</u>	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>622 単位</u>
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>596 単位</u>	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>592 単位</u>
△ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		△ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,064 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	

(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>766 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,608 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>835 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>586 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>582 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,150 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,142 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>544 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>540 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>965 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>959 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>761 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>487 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>864 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>858 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>455 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>736 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>731 単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>736 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731 単位</u>

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。)(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>648単位</u>	(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。)(9)から(15)までにおいて同じ。)	<u>644単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>603単位</u>	(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>599単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>529単位</u>	(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>510単位</u>	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>492単位</u>	(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>489単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>473単位</u>	(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>470単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>456単位</u>	(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>453単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>438単位</u>	(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>435単位</u>
二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780単位</u>
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,587単位</u>

(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826 単位</u>
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>587 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>583 単位</u>
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,134 単位</u>
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>543 単位</u>
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>957 単位</u>
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>757 単位</u>	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752 単位</u>
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>481 単位</u>
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>811 単位</u>
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458 単位</u>
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727 単位</u>
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>732 単位</u>	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727 単位</u>
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が 主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)か らのまでにおいて同じ。)	<u>645 単位</u>	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が 主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)か らのまでにおいて同じ。)	<u>641 単位</u>

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>600 単位</u>	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>596 単位</u>
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>526 単位</u>	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>523 単位</u>
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>507 単位</u>	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>504 単位</u>
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>487 単位</u>
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>468 単位</u>
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>451 単位</u>
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	<u>434 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	<u>747 単位</u>
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>733 単位</u>
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>718 単位</u>
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	<u>702 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設			
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）			
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>349 単位</u>
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>173 単位</u>
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>909 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	<u>419 単位</u>	(-) 60 日目まで	<u>417 単位</u>

(イ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>	(イ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>381 単位</u>
(ロ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>	(ロ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>349 単位</u>
(ハ) 181 日目以降	<u>318 単位</u>	(ハ) 181 日目以降	<u>317 単位</u>
(イ) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(イ) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	<u>205 単位</u>	(-) 60 日目まで	<u>204 単位</u>
(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>189 单位</u>	(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>188 単位</u>
(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>174 単位</u>	(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>173 単位</u>
(シ) 181 日目以降	<u>159 単位</u>	(シ) 181 日目以降	<u>158 単位</u>
(イ) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(イ) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	<u>1,100 単位</u>	(-) 60 日目まで	<u>1,095 単位</u>
(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,002 単位</u>	(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>997 単位</u>
(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>913 単位</u>	(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>909 単位</u>
(シ) 181 日目以降	<u>824 単位</u>	(シ) 181 日目以降	<u>820 単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>125 単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>885 単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	<u>152 単位</u>	(-) 60 日目まで	<u>151 単位</u>
(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>138 単位</u>	(ロ) 61 日目以降 90 日目まで	<u>137 単位</u>
(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>126 単位</u>	(ハ) 91 日目以降 180 日目まで	<u>125 単位</u>
(シ) 181 日目以降	<u>114 単位</u>	(シ) 181 日目以降	<u>113 単位</u>
(イ) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(イ) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	<u>1,076 単位</u>	(-) 60 日目まで	<u>1,071 単位</u>

<input type="checkbox"/> 61 日目以降 90 日目まで	<u>978 単位</u>	<input type="checkbox"/> 61 日目以降 90 日目まで	<u>973 単位</u>
<input type="checkbox"/> 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>	<input type="checkbox"/> 91 日目以降 180 日目まで	<u>885 単位</u>
<input checked="" type="checkbox"/> 181 日目以降	<u>800 単位</u>	<input type="checkbox"/> 181 日目以降	<u>796 単位</u>

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)においては、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」とこととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料 1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10 月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料 2】

① 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

② 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、とともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③ 財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、初年度に要する周知費用（1億円）及びシステムの改修経費（22億円）については、別途国庫補助を予定している。

（2）具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な事務は以下のとおり。【関連資料3】

①自治体の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

②事業者等の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握する。

障害児の発達支援に関する閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的な内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で增收額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全般的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。²¹ また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの中の発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。²¹

19 就学前の障害児の発達支援の無償化による財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。また、基準該当児童発達支援事業所等併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

事務連絡
平成30年12月28日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019年10年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれでは、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村（特別区を含む。）に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

2. 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所

- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

※措置による場合も無償化の対象となります。

3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応することとなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次第、速やかに御連絡します。

参考：「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）」

「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合
(平成 30 年 12 月 28 日) 会議資料」

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037)

(注) 本資料は今後、政省令等で具体的に示す予定の内容も含まれており、適宜内容を変更する場合があることに留意して下さい。

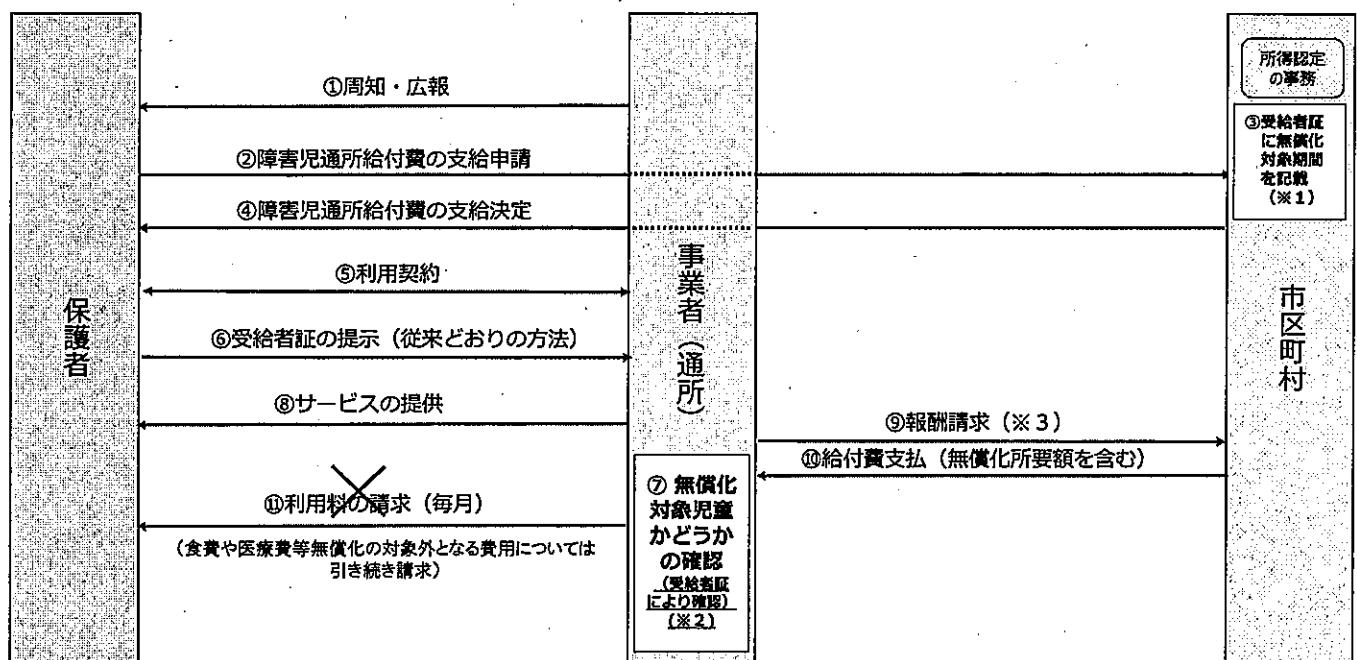
就学前の障害児の発達支援の無償化における事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所（契約）
- (2) 障害児入所施設（契約）
- (3) 障害児通所支援事業所（やむを得ない措置）
- (4) 障害児入所施設（措置）

附録資料3

(1) 障害児通所支援事業所（契約）の事務のフローについて（案）

検討中資料



(詳細説明)

【基本的な考え方】

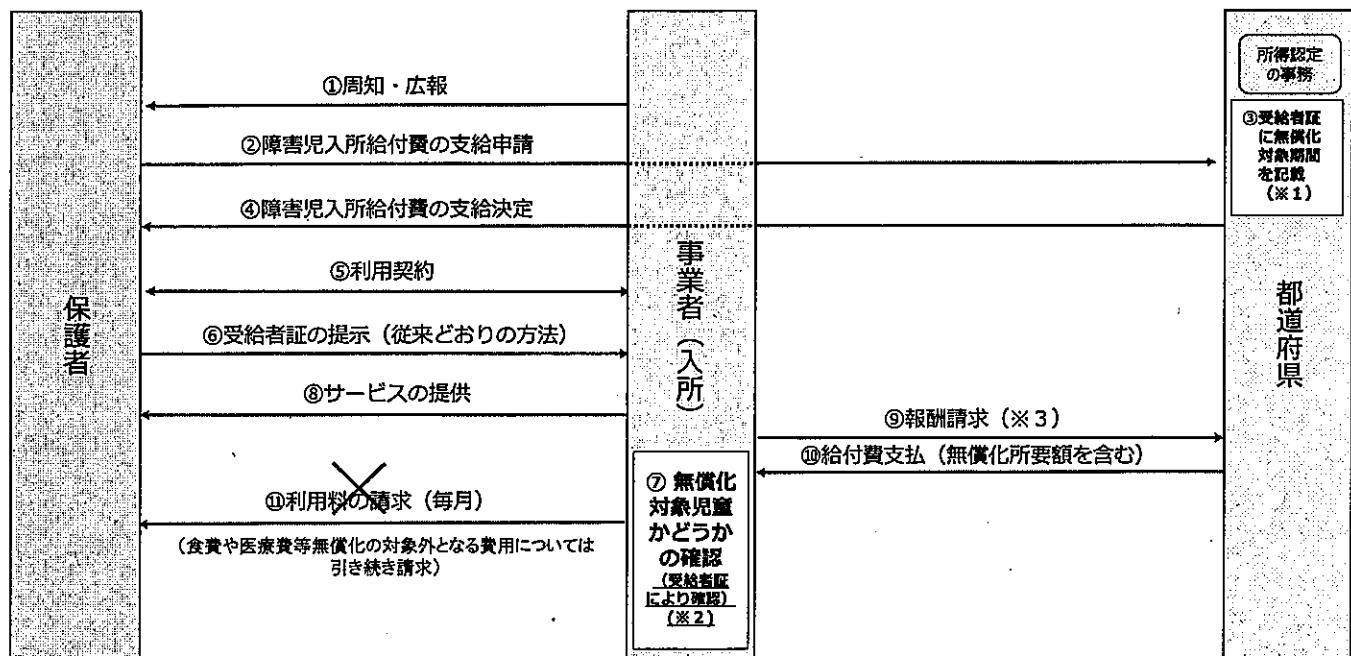
- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月 事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
～前月頃迄 保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄 市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月 事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)
(※2) 2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○ 2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○ 2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃 事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～ 翌々月20日頃迄 事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

(2) 障害児通入所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

検討中資料



(詳細説明)

【基本的な考え方】

- 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している都道府県が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

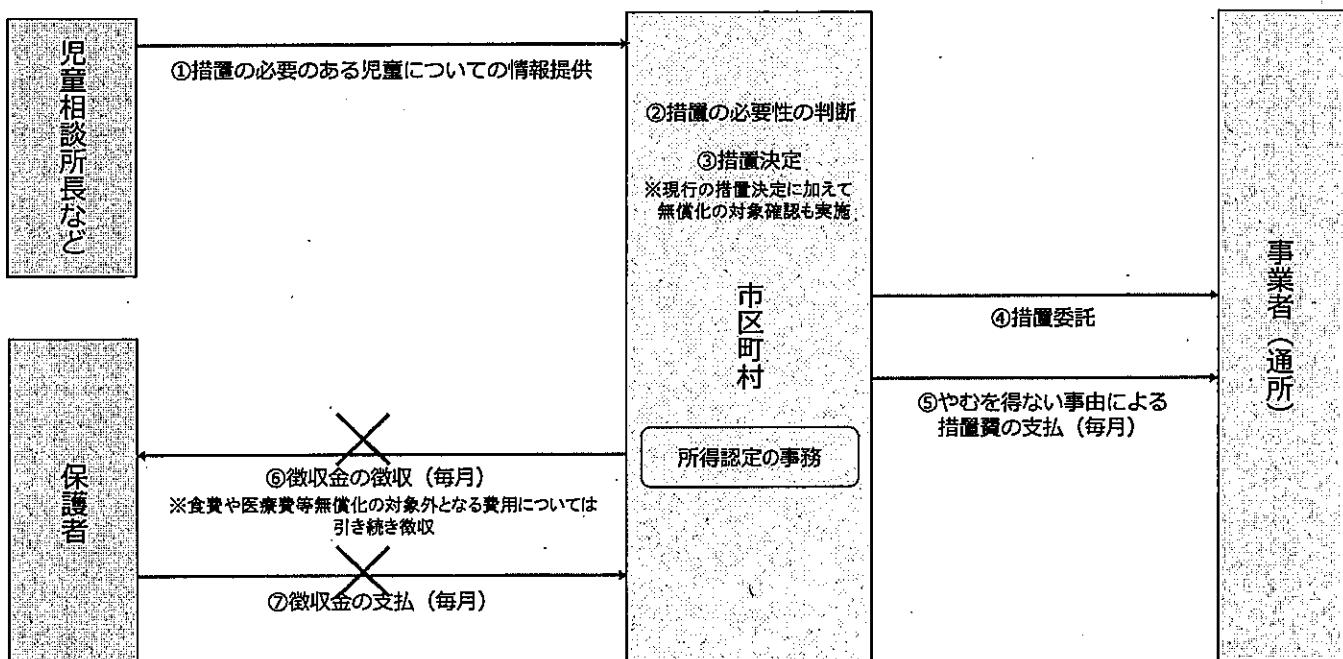
【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月
～前月頃迄
 - 事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
 - 保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄
 - 都道府県：障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。
 - 保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月
 - 事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)
 - (※2) 2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
 - 2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
 - 2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎月初旬頃
 - 事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎月初10日～翌々月20日頃迄
 - 事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・都道府県による審査あり)
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。
 - 国保連：都道府県へ障害児入所給付費を請求
 - 都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他(備考)】 【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

検討中資料

(3) 障害児通所支援事業(やむを得ない措置)の事務のフローについて(案)



(詳細説明)

【基本的な考え方】

- 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定
事業者と市区町村による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求

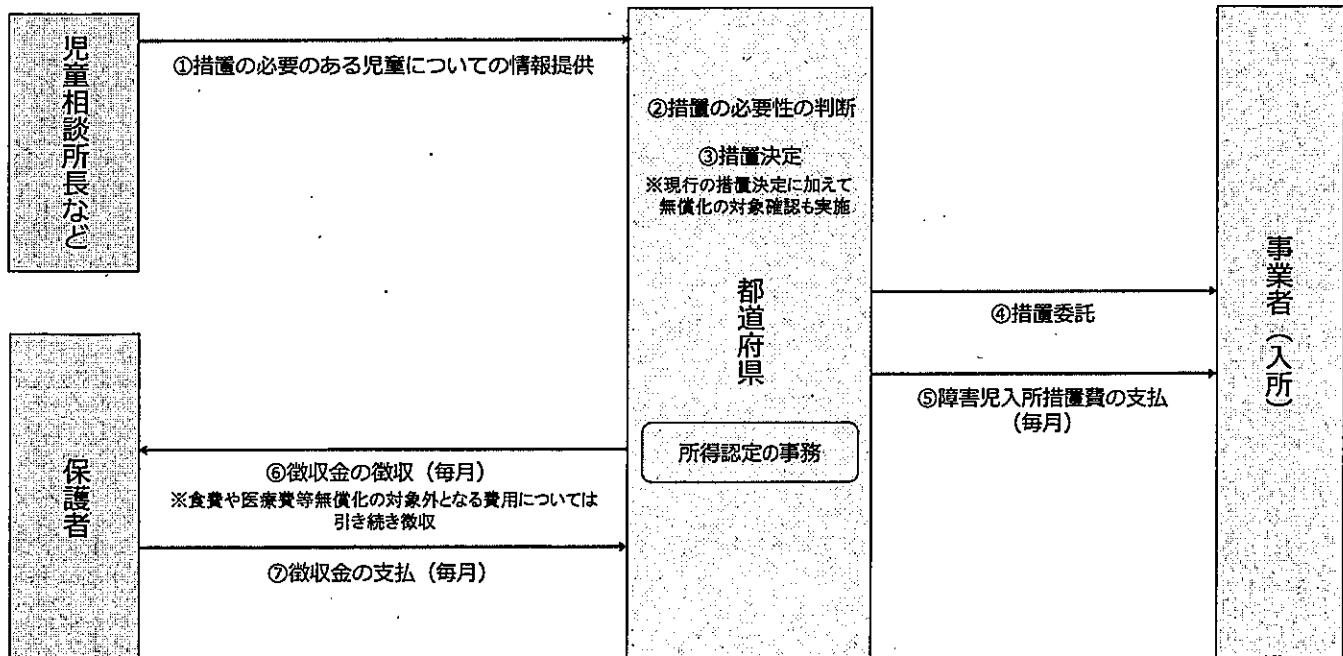
市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

検討中資料

（4）障害児入所施設（措置）の事務のフローについて（案）



(詳細説明)

【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定
事業者と都道府県による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 都道府県から徴収金の徴収 → 食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分（無償化分）も併せて請求
都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

【その他（備考）】

- 【※】具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、平成30年度報酬改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 生活介護の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究(平成30年度厚生労働科学研究費補助金)」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、昨年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「W A M N E T」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表している。本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表しているが、2019年2月末時点で10万を超える事業所情報が公表されている一方で、全ての事業所情報について未だ公表されていない状況である。

都道府県等においては、引き続き管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、本サイトを多くの方々が利用できるよう、リーフレット等を活用して周知していただくようお願いする。【関連資料1】

(4) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、これまでにも、全国障害保健福祉関係主管課長会議において、障害福祉サービス等の受審率の引き上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

また、平成31年度からは認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について遗漏なく取り組んでいただくようお願いする。なお、現在、全国社会福祉協議会において更新時研修のモデル研修を実施しており、これらの結果を踏まえたモデルカリキュラムの運用上の留意点等をお示しするので、活用されたい。

各都道府県におかれでは、引き続き、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

(5) 身体拘束等の適正化について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」を創設したところであるが、その取扱いについて、一部の自治体等から疑義が寄せられているところである。

今後、その取扱いについては、Q & Aにおいてお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(6) 障害分野のロボット等導入事業モデル事業

骨太の方針や成長戦略において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれていることを踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取り組みを推進するために、ロボット等の施設・事業所へ一定額以上の導入支援をするとともに、その効果を検証するモデル事業を実施することとしている。【関連資料2】

詳細は、今後交付要綱等でお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(7) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成28年度以前（H24～H28）の交付額について、平成30年度において再確定を行っている。（244件、返還額134百万円・追加交付額157百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれましては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(8) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html 参照）によれば、平成29年3月時点の耐震化率は83.7%（4.2万棟／5.0万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される

南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれでは、未耐震施設の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など)に努めさせていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度(※)の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率(措置期間中無利子)

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設のブロック塀等改修について

障害福祉関係施設におけるブロック塀等については、昨年9月に実施した安全点検の状況のフォローアップにより、安全性に問題のあるブロック塀等の存在が確認されていることから、速やかに改修等の安全対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれでは、安全性に問題のあるブロック塀等を速やかに改修する等により安全対策を徹底するよう、障害福祉関係施設への周知をお願いする。

また、国においては、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設におけるブロック塀等改修整備を推進することとしており、社会福祉施設等施設整備費補助金により支援することとしているので、当該補助金の活用についても周知をお願いする。

③ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備等について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、平成30年北海道胆振東部地震において発生したブラックアウト等を踏まえ、緊急対策に基づき、障害福祉関係施設における非常用自家発電設備の整備を推進することとしている。

各都道府県等におかれでは、障害福祉関係施設に対し、災害による停電に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備を整備する場合の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

また、あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いする。

④ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付27文施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、土木(砂防・河川)部局・危機管理部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設の避難確保計画作成状況及び訓練実施状況を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」を参考に、あらゆる機会を通じて、指導・助言等を行つていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても併せて適切な対応をお願いする。

⑤ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。(「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名)など参照)

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

(9) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付け雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、頂いた情報を元に、災害情報取りまとめ報の作成、必要な支援策の検討等に活用させていただいているところである。各都道府県等におかれでは、厚生労働省として必要な支援を迅速に行うため、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には、引き続き同通知に基づき、可能な限り迅速な情報提供をお願いする。

また、同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれでは、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いする。

なお、今年度中を目途に、昨年の災害時の対応を踏まえ、情報収集項目の追加等、同通知における情報収集様式の見直しを検討することとしているので、ご了知いただきたい。

(10) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成31年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び平成29年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含

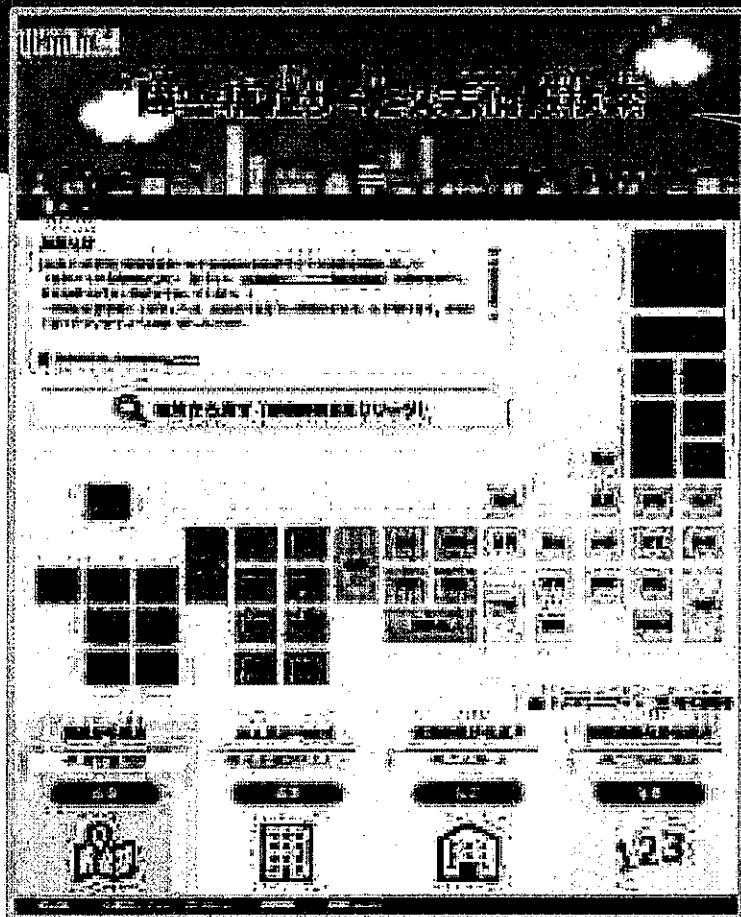


WAM NET
WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK SYSTEM

関連資料1

「障害福祉サービス等事業所」 を探せます！

【障害福祉サービス等情報検索 トップ画面】



【事業所詳細情報】



平成30年度から改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行されました。これにより、知りたい地域の障害福祉サービス等事業所情報をネット上で、いつでもどこでも検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索

検索

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>



障害福祉サービス等情報検索

【本件に関するお問い合わせ】

● ● 県 ● ● 部局 ● ● 課

T E L : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- 93 M A I L : 〇〇〇@〇〇. jp

障害分野のロボット等導入モデル事業

新

平成31年度予算案:15,000千円

1. 事業目的

- 平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」の新たに講すべき具体的施策において、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上として、介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行うと決定され、平成30年度介護報酬改定において、特別養護老人ホーム等の夜勤業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合を要件として、夜勤職員配置加算の見直しが行われた。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018」や「未来投資戦略(成長戦略)2018」において、介護分野と同様に、障害福祉分野についてもロボット技術の活用の取組を促進することが盛り込まれている。(※ 参考資料)
- これらの介護現場における状況や今後の制度の対応の見通し等を踏まえ、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により期待できる介護業務の負担軽減等を図る取り組みを推進するために、一定額以上(10万円超え)のロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。(※補助額の上限額は1施設・事業所につき30万円以内)

【補助率:国(10/10)】

2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためにロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組みにより、介護業務の負担軽減等に資するものであること。
→ 都道府県が各施設・事業所から提出された計画内容を判断。

3. 事業要件

【実施対象者】

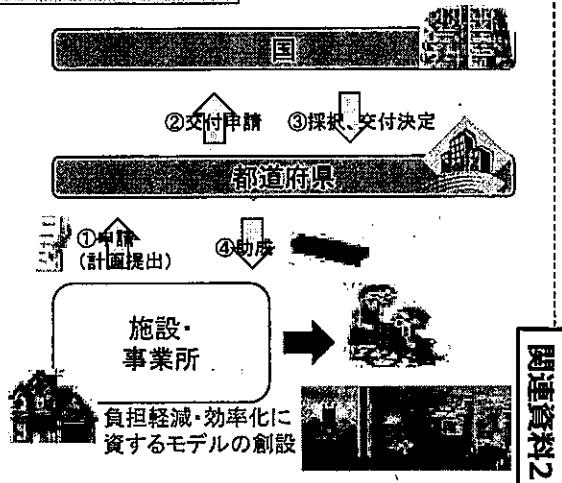
- 都道府県内の障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成
(計画の記載内容)
→ 実現目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。(1年計画)

- 【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。
○ 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。 -94-

4. 事業スキーム



障害分野のロボット等導入モデル事業【参考資料】

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2018<抜粋>

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

- 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

未来投資戦略(成長戦略)2018<抜粋>

第1 基本的視座と重点施策

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

(1)(2) 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

<医療・介護現場の生産性向上>

- ・介護現場の生産性を飛躍的に高めるため、ICT化を徹底推進し、2020年度までに介護分野での必要なデータ連携が可能となることを目指すとともに、現場ニーズを踏まえたロボット・センサー、AI等の開発・導入を推進し、事業者による効果検証から得られたエビデンスを活用して、次期以降の介護報酬改定等で評価する。

第2 具体的施策

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

(3)新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

(2) ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入

- ・ロボット・センサー、AIなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを整理することで、事業者による継続的な効果検証といノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期以降の介護報酬改定等での評価につなげる。

- ・AIなどの技術革新を進めるとともに、昨年度改訂した重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組、現場ニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。また、我が国の介護ロボットの海外展開を後押しするため、安全性担保に関する国際標準化の推進や諸外国の制度との連携を図る。

(3) 書類削減、業務効率化、生産性向上

- ・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。

- ・作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

- ・医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやAI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。